

○天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金（個人事業者向け）給付要綱

（令和2年6月11日要綱第14号）

（目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、緊急事態宣言が発表されるなど社会的な制約を受けている。ウイルス感染の拡大を阻止するために政府以下国民が一丸となって危急の大事に立ち向かう中で、地域間の移動が抑制され、特に観光関連業種は危機的な状況に陥っている。この新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金は、新型コロナウイルス感染症対策のため自らの事業を自粛した者、また、観光客等減少により大きな影響を受ける等の法人、個人に対して不断の努力に報いるために、防疫対策や事業の継続と再起の糧としてお使い頂く応援金を給付するものとする。

（通則）

第2条 天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金（以下「応援金」という。）の給付については、この規定に定めるところによる。

（応援金の給付対象者）

第3条 応援金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）が、個人事業者の場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 2019年以前から第3号に掲げる観光関連事業により主たる事業収入

（第5条第3項第1号ア及び同項第2号アにより提出する確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとし、2019年の年間事業収入は当該欄に記載されるものを用いることとする。以下同じ。ただし、第11条第1項の規定に基づき村民税又は県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控を用いる場合には、2019年の年間事業収入は村民税・県民税申告書の様式における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとする。なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額が異なる場合には、「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の金額を用いることができる。）（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること

(2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30%（小数点以下切り捨て。以下同じ。）以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が30%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択する。なお、対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として国又は県から支給される給付金等の現金給付を除いて算出することができる

(3) 2020年1月1日以前から天川村に住所を有し、次のアからカのうちのいずれかの観光関連事業を天川村内で営んでいること。なお、本要綱中「事業収入」とあるのは「天川村内の事業所における事業収入」と読み替える

ア 日本標準産業分類の食料品製造業、清涼飲料製造業

- イ 日本標準産業分類の道路旅客運送業、駐車場業
- ウ 日本標準産業分類の飲食料品卸売業、飲食料品小売業、無店舗小売業
- エ 日本標準産業分類の宿泊業、飲食サービス業
- オ 日本標準産業分類の医薬品製造業、医薬品販売業
- カ その他、村長が特に必要と認める事業

(4) 村税及び村の徴収金を滞納していないこと

(5) この応援金以外に、村から事業維持のための補助金の交付を受けていないこと

(6) この応援金の申請は、世帯で法人、個人と複数の事業があっても申請できるのは1件のみとする。また、世帯が別でも同一住所の親子、親族については同一世帯と見なし複数申請を除外する

2 前項第2号において、青色申告を行っている者の場合は、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上(収入)金額及び仕入金額」欄の「売上(収入)金額」の額を用いること。ただし、青色申告を行っている者で、次に掲げる事項のいずれかを満たす者の場合は次項によるものとする。

(1) 所得税青色申告決算書を提出しないことを選択した場合

(2) 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合若しくは記載の必要がない場合

(3) 相当の事由により当該書類を提出できない場合

3 第1項第2号において、白色申告を行っている者の場合、確定申告書に所得税青色申告決算書(農業所得用)を添付した場合又は第11条第1項の規定に基づき住民税の申告書類の控を用いる場合には、2019年の月次の事業収入が記載されないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

(応援金の給付額)

第4条 応援金の給付額は、30万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。なお、その額に千円未満の端数がある場合はその額は切り捨てることとする。

(応援金の申請)

第5条 応援金の申請期間は、令和2年6月22日から、令和3年1月15日までとする。

2 申請は、国持続化給付金の提出書類に準ずるものとして、個人事業者にあっては、様式第1号に次項に掲げる書類等を添付し、申請期間内に、村長に対し行うものとする。

3 前項の申請にあたって添付する証拠書類等は、次のとおりとする。

(1) 青色申告を行っている場合は、次のアからオの全て

ア 2019年分の確定申告書第1表の控(收受日付印が押印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印(税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字)又は「受信通知」(以下「收受日付印等」という。)のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」(事業所得金額の記載のあるもの)の写を提出することで代替するこ

とができる。この場合、收受印等のない確定申告書第1表の控、及び所得税青色申告決算書の控を用いることができる。) 及び所得税青色申告決算書の控(青色申告決算書の控は提出しないことを選択することができる。ただし、この場合、次号によるものとする。)

イ 対象月の月間事業収入がわかるもの(売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類とする。)

ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

エ 本人確認書類であって次のうちいずれかの写。ただし、住所、氏名が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る

① 本人確認書類であって次のうちいずれかの写。ただし、住所、氏名が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る

② マイナンバーカード(表面のみ)

③ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(両面)

④ 上記①から③を保有していない場合、各種健康保険証両面

オ その他村長が必要と認める書類

(2) 白色申告を行っている場合は、次のアからオの全て。

ア 2019年分の確定申告書第1表の控

イ 対象月の月間事業収入がわかるもの

ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写

エ 前号エに掲げる本人確認書類

オ その他村長が必要と認める書類

(宣誓事項)

第6条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、給付金を給付しない。

(1) 第3条の要件を満たしていること

(2) 前条第3項の証拠書類等(以下「基本情報等」という。)に虚偽のないこと

(3) 次条の不給付要件に該当しないこと

(4) 村長または村長が委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること

(5) 不正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各本条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとする)等が発覚した場合には、第10条の規定に従い給付金の返還等を行うこと

(6) 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項

(7) 本要綱に従うこと

(8) 申告書類を閲覧することに同意すること

(不給付要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、

応援金を給付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 前各号に掲げる者の他、本給付金の趣旨・目的から適切でないと村長が判断する者

2 上記各号のいずれかに該当する申請者に対しては、村長が次条の不給付通知を行う。

(応援金の給付)

第8条 村長は、第5条に基づく申請があったときは基本情報等について審査を行った上で、給付又は不給付を決定し、その結果を、給付の場合は様式第2号により、不給付の場合は様式第3号により申請者に通知するものとする。また村長は、給付を決定したとき、この決定をもって、給付額の確定とみなす。

(応援金の給付方法)

第9条 前条で給付の決定を受けた者は、給付決定通知を受けた後、速やかに応援金給付請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は応援金給付請求を受け取った時は、前条で定める給付額を給付するものとする。

(応援金に係る不正受給等への対応)

第10条 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合、村長は次の各号の対応を行う。

(1) 提出された基本情報等について審査を行い不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する関係書類の提出指導、事情聴取等の調査については、村長が指示した者が行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した応援金について調査を行う場合も同様とする

(2) 村長は、調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、応援金の返還に係る通知を行う

2 応援金の不正受給に該当することが疑われる場合、村長は、前項の対応に加え、次の各号の対応を行う。

(1) 不正受給を行った申請者は、前項第2号の応援金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、村長は当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う

(2) 不正受給が発覚した場合には、村長は原則として申請者の商号等の公表を行う

(3) 村長は、不正の内容により、不正に給付金を受給した申請者を告発する
(証拠書類等、給付額の算定式及び基本情報の特例)

第11条 第5条第3項第1号ア及び同項第2号アの証拠書類等について、2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合は、2019年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。また、「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日 国税庁）に基づき、2019年分の確定申告が完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当

該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合は、2018年分の確定申告書等の控又は2018年分の住民税の申告書類の控で代替することができる。

2 第4条に規定する応援金の給付額について、次の各号のいずれかに該当する申請者は、代替措置として、別表に定める証拠書類等を提出することで、別表の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことができるものとする。ただし、この場合においても給付額は30万円を超えないものとし、千円未満の額は切り捨てることとする。

- (1) 2019年1月から12月までの間に開業した場合
- (2) 月あたりの事業収入の変動が大きい場合
- (3) 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合
- (4) 2018年又は2019年に天川村から発行された罹災証明書又は被災証明書等を有する場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、応援金に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第11条関係)

項	証拠書類等の特例	給付金算定式及び基本情報の特例
<p>1 2019年1月から12月までの間に開業した場合</p>	<p>2019年1月から12月までの間に開業した場合であって、対象月の月間事業収入が、2019年の月平均の事業収入に比べて30%以上減少している場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第5条第3項で定める証拠書類等に次に掲げるいずれかの書類</p> <p>ア 開業・廃業等届出書(所得税法第229条)(開業日が2019年12月31日以前で、当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印されていること。)</p> <p>イ 事業開始等申告書(地方公共団体が発行。事業開始の年月日が2019年12月31日以前で、当該申告書の提出日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。)</p> <p>ウ 上記ア及びイ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類提出日の記載がある書類(事業開始の年月日が2019年12月31日以前であること。)</p>	<p>$A \div M \times 12 - B \times 12$</p> <p>A : 2019年の年間事業収入</p> <p>M : 2019年の開業後月数(開業した月は、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。)</p> <p>B : 対象月の事業収入</p>
	<p>少なくとも2020年の任意の1ヵ月を含む連続した3ヶ月(以下「対象期間」という。)の</p>	

<p>2 月あたりの事業収入の変動が大きい場合</p>	<p>事業収入の合計が、前年同期間の3ヵ月(以下「基準期間」という。)の事業収入の合計と比べて30%以上減少している場合であって、基準期間の事業収入の合計が、2019年の年間事業収入の50%以上に相当する場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上に相当していなければならない。なお、対象期間の終了月は2020年12月以前でなければならない。また、所得税青色申告決算書において2019年の月次の事業収入が記載されていない場合、本特例を用いることができない。</p> <p>1 第5条第3項で定める証拠書類等(基準期間及び対象期間が複数年にまたがる場合には、第5条第3項第1号アの証拠書類等についても、当該期間の全ての期間分を提出する必要がある。)</p>	<p>A - B</p> <p>A : 基準期間の事業収入の合計</p> <p>B : 対象期間の事業収入の合計</p>
<p>3 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合</p>	<p>事業収入を比較する2つの月の間に事業を承継した場合、次の証拠書類等の特例及び右の算定式及び基本情報の特例によることができる。ただし、2019年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できない。なお、2019年1月から12月の間に承継を受けた者は、第11条第2項第1号の特例を適用することを可能とする。</p> <p>1 第5条第3項で定める証拠書類等(第5条第3項第1号ア及び同項第2号アについては、事業の承継を行った者の名義に係るものとし、その他証拠書類等については事業の承継を受けた者の名義に係るものとする。)</p> <p>2 個人事業の開業・廃業等届出書(所得税法第229条)、「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2019年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間とされており、提出日が開業日から1ヶ月以内で、税務署受付印が押印されていること。)</p>	<p>A - B × 1.2</p> <p>A : 事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入</p> <p>B : 事業の承継を受けた者の対象月の月間事業収入</p>
<p>4 2018年又は2019年に天川村から発行された罹災証明書又は被災証明書書を有する場合</p>	<p>2018年又は2019年に天川村から発行された罹災証明書又は被災証明書を有する場合、次の証拠書類等の特例及び右の計算式及び基本情報の特例によることができる。</p> <p>1 第5条第3項で定める証拠書類等(第5条第3項第1号ア又は同項第2号アについては、罹災証明書又は被災証明書を有する者に係るもの。)</p> <p>2 罹災証明書又は被災証明書(2018年又は2019年に天川村から発行されたものに限る。)</p>	<p>A - B × 1.2</p> <p>A : 罹災証明又は被災証明を受けた年の前年の年間事業収入</p> <p>B : 対象月の月間事業収入</p>

別紙(第6条関係)

暴力団排除に関する誓約事項

[別紙参照]

様式第1号(第5条関係)

天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金給付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金給付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金不給付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

天川村新型コロナ対策・観光関連事業者向け応援金請求書

[別紙参照]